

第8章 情報提供の充実

1. 情報提供の充実

◇ 現状と課題

情報は日常生活や社会参加などに欠かすことのできないもののため、障がい者への提供方法は、障がいの種別や特性に配慮したきめ細かで、情報伝達機器の普及に対応したものであることが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすくわかりやすい情報提供を行うとともに、情報提供の機会の拡大と内容の充実に努めます。

●目標1：「広報のぼりべつ」による情報提供（障害福祉G）

障がい者に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報を「広報のぼりべつ」及び市ホームページに掲載し周知に努めます。

- ・「広報のぼりべつ」における障がい者に関する情報の提供

●目標2：「福祉のしおり」の内容の充実と利用促進（障害福祉G）

障がい者等の各種福祉情報を掲載する「福祉のしおり」の充実に努めるとともに、相談窓口等における利用促進に努めます。

- ・「福祉のしおり」における障がい者に関する情報の提供

●目標3：障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及（障害福祉G）

市民ボランティア団体の協力を得て、視覚障がい者用の点字や朗読による「広報のぼりべつ」などを発行し、障がいの特性に配慮した情報の提供に努めます。

各種通知等についても、視力障がい、聴力障がい、知的障がいなどの障がい特性により、配慮した文書作成に努めます。

また、視覚障がい者用パソコンソフトや読み取り機器、聴覚障がい者用の通信装置（ファックス）の機器等の普及に努めます。

- ・情報誌（紙）の点訳、音訳、ホームページ版による提供
- ・障害者日常生活用具の貸与